

2018年総合生活改善の取り組み【拡大戦術会議登録組合(12組合)】

2018年3月14日

要求・回答(賃金・非正規労働者・一時金)

プレス用

自動車総連

自動車総連	要求基礎				要求				回答											
	年齢	勤続	扶養	組合員数	平均賃上げ	非正規労働者の取り組み(賃金・一時金・企業内最低賃金など)			個別賃金*1	一時金(ヵ月)			平均賃上げ	非正規労働者の取り組み(賃金・一時金・企業内最低賃金など)			個別賃金*1	一時金		
	歳	年	人	人	円				円	年間	夏	冬	円				円	年間	夏	冬
トヨタ	38.5	17.4	1.0	62,529	10,300円 (内、賃金制度維持分7,300円)	<賃金>スキルド・パートナー会員：一般組合員の交渉結果に連動した賃金を要求する。 パートタイマー会員：一般組合員の交渉結果に連動した賃金を要求する。 シニア期間従業員会員：現行の日給を150円引き上げる。 <一時金>スキルド・パートナー会員：一般組合員の交渉結果に連動した一時金を要求する。 パートタイマー会員：一般組合員の交渉結果に連動した一時金を要求する。			378,480	6.6	3.6	3.0	一般組合員の賃金改善分は昨年を上回る	一般組合員と合わせての回答あり(詳細は労使で議論中)			376,980	243万円	133万円	110万円
日産	41.6	18.5	0.7	19,549	平均賃金改定原資9,000円	シニアパートナー組合員、パートナー組合員 : (一般組合員に準じた額として) 月給の一人平均改定額3,000円/時給の一人平均改定額20円			(350,100) *2	5.8	-	-	平均賃金改定原資9,000円	シニアパートナー組合員、パートナー組合員 : 月次給3,000円、時給20円			(350,100) *2	2,224,100円 (5.8ヵ月) *4	-	-
本田技研	42.9	20.6	1.3	35,629	3,000円	<賃金>再雇用従業員：再雇用制度に関する協定書に基づき改定する。 定年退職時点の基準内賃金への乗率を51.5%にすることを要求する。 <一時金>再雇用従業員：年間5.0ヵ月+1.2ヵ月(6.2ヵ月) <その他>直接雇用の非正規労働者に対してもベースアップを含めた処遇改善などの検討を行うよう、労使議論の場を通じて会社に要望する。			373,025	5.0+1.2	3.2	3.0	1,700円	<賃金> 定年後再雇用者：正規従業員の賃金引上げと連動し、基準内賃金の引き上げを行う。 嘱託従業員：等級・号数で賃金算出されている嘱託従業員のベースアップを行う。			371,825	6.2ヵ月 (2,355,000円) *4	3.2ヵ月 (1,216,000円) *4	3.0ヵ月 (1,139,000円) *4
マツダ	38.9	16.4	1.2	19,621	賃金改善分3,000円	<賃金引き上げ>エキスパート・ファミリー組合員および期間社員組合員 : 等級5以下組合員の平均定時間月収の比率に連動した額を要求する。 <年間一時金>エキスパート・ファミリー組合員：等級5以下一般社員に連動する。 期間社員組合員：妥結した夏季・冬季一時金それぞれの月数に14,000円を乗じた金額を特別手当に加算する。			○	5.3+0.1	2.65+0.1	2.65	賃金引上げ1,400円	<賃金引き上げ> エキスパート・ファミリー組合員および期間社員組合員 : 一般組合員への回答の趣旨を踏まえ、要求への対応方法については別途協議 <年間一時金> エキスパート・ファミリー組合員：水準・配分は、一般組合員に連動する。 期間社員組合員：妥結した夏季・冬季一時金それぞれの月数に14,000円を乗じた金額を特別手当に加算する。			別途確定	5.3ヵ月 +0.1ヵ月	2.65ヵ月 +0.1ヵ月	2.65ヵ月
三菱自工	39.7	15.2	1.0	11,745	賃金改善分3,000円	<賃金改善分> シニア・パートナー社員、期間社員、パートタイマー：月給制：3,300円、時給制：20円を要求する。 <年間一時金> シニア・パートナー社員：社員平均支給月数が決定後、シニア・パートナー制度にもとづき、労使で確認・決定する。			324,300	5.5	2.7	2.8	賃金改善分1,500円	<賃金改善分> シニア・パートナー社員、期間社員、パートタイマー：時給10円、月給1,650円 (対象者の詳細は別途協議)			322,700	5.5ヵ月	2.7ヵ月	2.8ヵ月
スズキ	38.3	16.1	1.0	15,965	賃金制度維持 (昇給制度維持) +賃金改善分3,000円	<賃金> 再雇用嘱託社員：正規従業員に準じた賃金改善分を要求する。			○	6.0	3.0	3.0	昇給制度維持分の昇給と賃金改善を実施する。 賃金改善分は組合員1人平均2,400円	再雇用嘱託社員：改善			別途確定	6.0ヵ月	3.0ヵ月	3.0ヵ月
ダイハツ	39.0	16.8	1.4	10,730	賃金水準維持 +賃金改善分3,000円	<賃金改定原資> シニアパートナー・パートタイマー組合員：賃金改善分 時給20円			○	5.7	2.8	2.9	賃金水準維持 +賃金改善分1,500円	シニアパートナー・パートタイマー組合員：賃金改善分 時給20円			○	5.7ヵ月	2.8ヵ月	2.9ヵ月
SUBARU	37.6	16.0	1.1	14,085	賃金体系維持分 +賃金改善分3,000円相当	再雇用者(シニアスタッフ、シニアパートナー)：一人平均3,000円相当の賃金引き上げを要求する。			298,304	5.0+1.0	2.5+0.5	2.5+0.5	賃金体系維持分 +賃金改善分1,300円 +直接部門の担当および 間接部門の係長・担当に 10,000円/月の役職給 を支給する	再雇用者(シニアスタッフ、シニアパートナー) : 一般組合員の賃金改善と同額を増額し支給する。			別途確定	6.0ヵ月	3.0ヵ月	3.0ヵ月
いすゞ	38.8	17.5	0.8	6,976	3,000円	<賃金引き上げ>再雇用組合員(スキルド・スタッフ/エキスパート・スタッフ) : 日給120円の引き上げ額を要求する。 <一時金>再雇用組合員(スキルド・スタッフ/エキスパート・スタッフ) : 一般組合員の交渉結果に準じた処遇改善を要請する。 <その他>組合員以外の直接雇用非正規労働者 : 諸施策への協力により会社に貢献していることを踏まえ、職場の一体感の醸成に資する労働諸条件の改善を要請する。			○	5.0+1.0	3.0	3.0	1,500円	再雇用組合員：日給50円の引き上げ			別途確定	5.0+1.0ヵ月	3.0ヵ月	3.0ヵ月
日野	33.6	11.9	0.7	9,909	定期昇給分 +賃金改善3,000円	<賃金引き上げ> シニア組合員：組合員に準じた賃金改善を要求する。 <一時金> シニア組合員：年間5.7+0.2ヵ月分を要求する。			356,816 *3	5.7+0.2	2.95	2.95	定期昇給分 +賃金改善2,200円	<賃金引き上げ> シニア組合員：組合員に準じた賃金改善となるよう労使専門委員会にて協議する。 <一時金> シニア組合員：1人平均で「5.7ヶ月分相当分+7万円」に相当する金額とする。			別途確定	5.7ヵ月 +7万円 1,626,000円	2.85ヵ月 +3.5万円 813,000円	2.85ヵ月 +3.5万円 813,000円
ヤマハ発動機	40.2	16.8	1.1	9,036	賃金改善分3,000円	定年再雇用者 : 平均賃金の1%相当(2,000円)の処遇改善を要求する。 (公的給付などへの影響を踏まえ、退職水準の引き上げを要求) その他の直接雇用の非正規労働者 : 処遇改善を要求する。			○	6.3	3.15	3.15	賃金改善分1,500円	定年再雇用者 : 正規従業員 賃金改善分相応の処遇改善 その他の直接雇用の非正規労働者(契約社員・パート) : 正規従業員 賃金改善分相応の処遇改善			別途確定	6.3ヵ月	3.15ヵ月	3.15ヵ月
日本特殊陶業	37.1	14.9	1.0	5,575	賃金改善分3,500円	雇用継続(組合員)：賃金改善要求額に準じた額を目安に取り組む。(賃金改善分2,700円)			330,500	6.7	-	-	賃金改善分1,600円	雇用継続(組合員)：賃金改善分1,200円			別途確定	203万円 (5.8ヵ月+α)	-	-

(*)1) 個別賃金については、「技能職中堅労働者(中堅技能職)(注)」を銘柄とする。
 個別賃金の要求欄が「○」の組合は、要求は行いが水準は非公開。
 (*)2) 前年度到達水準が維持されることを確認する(参考値)
 (*)3) 現行値に賃金改善分を反映させた理論値。
 (*)4) 回答水準の置き換え(組合換算値)

(注)「技能職中堅労働者(中堅技能職)」とは、生産現場において、習熟期間をほぼ終了し、基幹的作業に対して一人前の技能を有し、後輩への適切なアドバイスとチームワークの醸成ができ、近い将来、熟練作業員あるいは優秀な監督者となり得る資質・能力を備えた者。